

福岡市政担当記者各位

平成26年度

「公共工事における地場中小企業支援措置」について

福岡市では、地場中小企業が地域経済の下支え、さらには雇用の確保という面において大きな役割を果たしていることを踏まえ、経済対策の一環として、「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでいます。

昨今、建設企業を取り巻く環境は大きく変化しており、建設企業の採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工を確保することが求められています。

このため、平成26年度においても、引き続き、公共工事における地場中小企業支援措置に取り組みます。（支援措置の詳細は、[別紙1](#)参照）

主な支援措置

1. 公共工事の発注の確保

■国の「好循環実現のための経済対策」と連動し、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動減の緩和、経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るため、工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進します。

<工事の発注目標>

- ◆第1四半期（6月まで） **53%** を目指す
- ◆第2四半期（9月まで） **80%** を超える

2. 地場企業の経営等の健全化

■建設企業において、技術者不足や労務費・資材の高騰など、取り巻く環境が大きく変化しており、地場中小企業の採算性を確保しつつ、公共事業の円滑な施工を確保するための対策に取り組めます。

<主な対策>

- ◆機動的な単価の見直し ※
 - ◆スライド条項の活用等による賃金や資材価格の変動への対応 ※
- （※取組の詳細は、[別紙2](#)参照）

【問い合わせ先】

1 について 財政局技術監理部技術企画課 津野、木崎 Tel 711-4903(内6161)

2 について 財政局技術監理部技術監理課 宮本、坂井、西川 Tel 711-4844(内6166)

平成26年度「公共工事における地場中小企業支援措置」

1 公共工事の発注の確保

① 工事や設計委託等のスピーディかつ途切れない発注を推進	◆平成26年度工事・設計委託等の早期発注 第1四半期“工事53%・設計委託等60%”を目指す 第2四半期“工事80%・設計委託等90%”を超えること
② 工事契約における入札手続きの期間短縮	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化 ＜標準36日 → 29日＞ 【H21年4月公告～】 ◆入札手続きの効率化による契約手続きの迅速化 ＜約6日間短縮＞ 【H24年3月公告～】

2 地場企業の優先発注

① 一般土木工事の地場企業対象の範囲の拡大	◆一般土木工事の地場企業対象範囲の拡大 【H21. 10. 1～】 ＜予定価格 7億円未満 → 10億円未満＞
② 舗装工事の地場企業対象の範囲の拡大	◆舗装工事の地場企業対象範囲の拡大 【H22. 4. 1～】 ＜予定価格 1億2千万円未満 → 1億5千万円未満＞
③ 分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	◆工種による分離発注の推進 【H21. 1. 13～】 ◆発注規模による分割発注の推進 【H21. 1. 13～】 ◆新たにチェックシートを導入 【H22. 4. 1～】 ◆分離分割発注に関する協議の試行 【H26. 1. 1～】

3 地場企業の受注機会の拡充

① 工事下請及び資材調達における地場企業の活用促進	◆下請等への地場の積極的採用の要請及び施工体系図等による地場採用状況の実態把握 【H22. 4. 1～】 ◆地場企業及び地場企業資材・製品の活用に関する項目を仕様書へ追加 【H24. 2. 1～】 ◆総合評価方式において地場企業の活用を評価項目として追加 【H24年2月公告～】
② 現場代理人等の常駐義務の緩和	◆現場代理人等の一定条件下において常駐義務の緩和 【H25. 4. 1～】
③ 工事成績優良業者表彰制度の導入	◆公表に加え工事成績優良業者表彰制度の導入 【H21. 10. 1～】

4 地場企業の経営等の健全化

① 公共工事設計単価の引き上げ	◆現場労働者の適正な労働環境（賃金）の確保 【H25. 4. 1～】 ◆法定福利費を反映した適正単価での設計（建築・設備） 【H26. 1. 1～】 ◆公共工事設計労務単価等の改定 【H26. 2. 1～】 ◆新労務単価に基づき請負代金額を変更する特例措置を実施 ※ 【H26. 2. 20～】
② 工事の入札における最低制限価格の改定	◆工事の最低制限価格の改定 【H25. 8. 8～】
③ 設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定 【H23. 4. 1～】
④ WTO案件での低入札価格調査制度の厳格運用	◆極端に低額な工事契約に対する履行の実効性を確保するため、特別重点調査制度を試行 【H25. 8. 1～】
⑤ 工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮 14日以内 → 7日以内を目指す 【H22. 4. 1～】 ◆工事代金支払期限の短縮 40日以内 → 15日以内を目指す 【H22. 4. 1～】
⑥ 前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進 【H21. 2. 10～】
⑦ 前金払の支払対象・請求期限の拡大（工事・委託）	◆工事・委託の前金払の支払対象・請求の拡大 【H22. 4. 1～】 ＜工事＞100万円超、履行期限の1月前まで ＜委託＞50万円超、履行期限の1月前まで
⑧ 物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	◆物件移転補償費と用地費の前払金割合の見直し 【H21. 4. 1～】 ＜従来70% → 改定80%＞
⑨ 工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用 【H21. 1. 13～】
⑩ 各種スライド条項の活用	◆単品スライド・全体スライドに加え、インフレスライドの適用 ※ 【H26. 2. 20～】

5 地場企業の負担軽減

① 設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	◆設計変更へのスピーディな対応 【H21. 1. 13～】 ◆工事書類の簡素化 【H21. 2. 1～】 ◆現場状況に即したより適切かつスピーディな設計及び設計変更 【H22. 4. 1～】 ◆工事書類簡素化要領（土木工事編）の改定 【H25. 10～】
---------------------------------------	--

※取組の詳細は、「別紙2」参照

技能労働者や技術者への適切な賃金水準の確保のための対策について

公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下、「新労務単価」という。）については平成 26 年 2 月より国において見直しがなされ、福岡市においても平成 26 年 2 月 1 日から予定価格の積算に新労務単価を適用しているところです。

このたび福岡市では、今回の新労務単価の適用により技能労働者の適切な賃金水準の確保などが図られるよう、下記の対策を行いますのでお知らせします。

記

1 新労務単価に基づく特例措置の実施

平成 26 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事，建設コンサルタント業務等のうち，平成 26 年 1 月 31 日以前の単価を使用して予定価格を積算している案件については，受注者からの請求により，新労務単価等に基づいて請負代金額を変更する特例措置を行います。

2 インフレスライド条項の適用

平成 26 年 1 月 31 日以前に契約締結し現在契約期間中の工事のうち，受注者から適用請求がなされた時点で残工期が 2 か月以上ある案件について，残工期分の請負代金額を，その時点の物価に基づく金額に一定の基準で変更できる制度（建設工事請負契約書第 25 条第 6 項「インフレスライド条項」）を適用します。

（平成 26 年 2 月 20 日より適用）

※なお，上記運用の実施については平成 26 年 2 月 20 日付けで福岡市の関係業界団体へも通知し，今回の労務単価の上昇を踏まえて技能労働者や技術者の適切な賃金水準の確保に配慮するよう要請しています。